

議員の議員報酬の額及び区長等の給料の額の改定について

1. 特別区人事委員会の勧告

(1) 月例給

公民較差2.89%を解消するため、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額を引上げ

(2) 特別給（期末手当・勤勉手当）

年間の支給月数を0.2月引上げ

2. 特別職議員報酬及び給料審議会の答申

議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長並びに教育長の給料の額について、「特別職議員報酬及び給料審議会」に諮問したところ、以下の答申を得た。

<答申概要>

月 額：1.20%引上げ

期末手当：0.2月引上げ

【理 由】

現下の国際的な原材料価格の上昇や、円安による海外からの輸入コストの増加などの背景から、物価は上昇している。また、企業による従業員の生活水準の維持・向上や人材確保の観点から、賃金の引上げの流れが続いている。

一方、本区では災害対策の強化やデジタル化に向けた取組みなど、様々な行政需要が増大しており、議員及び特別職については、より一層高度な専門知識や判断力が求められるとともに、その職責は増している。

議員報酬及び特別職の給料については、こうした区を取り巻く社会情勢や、本年の特別区人事委員会勧告並びに国・東京都をはじめとする他の地方公共団体の給与勧告等を十分に考慮し、月額は1.20%引上げ、期末手当は0.2月引上げとすることが妥当である。

3. 改定内容

特別職議員報酬及び給料審議会の答申を踏まえ、議員の議員報酬並びに区長及び副区長並びに教育長の給料月額を1.20%引き上げる。適用日については、職員との均衡を図るため、令和6年4月1日とする。

期末手当については、年間支給月数を3.9月から4.1月へ0.2月引き上げる。

4. 期末手当の支給月数

	6月	12月	年間	施行日
現行	1.95月	1.95月	3.9月	
第1条による改正	1.95月	2.15月	4.1月	公布の日
第2条による改正	2.05月	2.05月	4.1月	令和7年4月1日

5. 改正する条例

東京都台東区長等の給料等に関する条例

東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

6. 補正予算額（案）

10,134千円（議会費のみ）

第97号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、<u>12月に支給する場合においては100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1</p> <p>区長 月額 <u>1,151,000円</u></p> <p>副区長 月額 <u>925,000円</u></p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月及び12月に支給する場合においては100分の195を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1</p> <p>区長 月額 <u>1,137,000円</u></p> <p>副区長 月額 <u>914,000円</u></p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月及び12月に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の195、12月に支給する場合においては100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第6条の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第6条の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定 令和6年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の東京都台東区長等の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区長等の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第98号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額は、<u>79万3,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の195、<u>12月に支給する場合においては100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料月額は、<u>78万4,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては100分の195を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月<u>及び12月</u>に支給する場合においては<u>100分の205</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(期末手当の支給方法等)</p> <p>第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、6月に支給する場合においては<u>100分の195</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の215</u>を乗じて得た額とし、その支給条件、支給方法その他支給に関しては、東京都台東区職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第6条の改正規定を除く。）による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第6条の改正規定に限る。）による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定 令和6年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

第101号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

第1条の規定による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合においては100分の195、12月に支給する場合においては100分の215</u>(以下これらの率を「支給基準率」という。)を乗じて得た額(以下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。 3～6 (略) 別表 議長 月額 <u>930,000円</u> 副議長 月額 <u>798,000円</u> 委員長 月額 <u>662,000円</u> 副委員長 月額 <u>634,000円</u> 議員 月額 <u>611,000円</u></p>	<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の195</u>(以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額(以下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。 3～6 (略) 別表 議長 月額 <u>919,000円</u> 副議長 月額 <u>789,000円</u> 委員長 月額 <u>654,000円</u> 副委員長 月額 <u>626,000円</u> 議員 月額 <u>604,000円</u></p>

第2条の規定による改正

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の205</u> (以下「支給基準率」という。)を乗じて得た額 (以下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において同項に規定する議員に支給すべき第2条の議員の議員報酬の月額及びその議員の議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には100分の215</u> (以下<u>これらの率</u>を「支給基準率」という。)を乗じて得た額 (以下「支給基準額」という。)に、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月の場合には100分の100を乗じて得た額とし、前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間が6月未満の場合には支給基準額をその者の在職月数に応じ、月割によつて計算した額とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定 (第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定 (第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定 令和6年12月1日

(議員報酬の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された議員報酬は、改正後の条例の規定による議員報酬の内払とみなす。